

岐阜市審議会等の設置及び運営に関する要綱

平成11年11月26日決裁

改正	平成12年 4月 3日決裁	平成16年 6月 9日決裁
	平成19年 4月 1日決裁	平成20年 3月31日決裁
	平成21年 1月15日決裁	平成25年 2月28日決裁
	平成25年 3月27日決裁	平成25年 6月11日決裁
	平成25年12月 9日決裁	平成30年 3月29日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、審議会等の機能の充実並びに運営の簡素化及び効率化を図り、もって市政への市民参画を促進し、公正で透明な市政の推進に資するため、審議会等の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。ただし、市職員で構成する内部組織、関係団体の連絡調整を主な目的とする組織、イベント等の特定の事業を実施するために組織する実行委員会等は、除くものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関
- (2) 市民、関係団体、有識者（審議する事項に関し識見を有する者をいう。以下同じ。）等からの意見等を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、規則、要綱等（以下「規則等」という。）に基づき設置する協議会、委員会その他の機関

(審議会等の設置)

第3条 審議会等は、法律又は条例（以下「法令等」という。）の規定により設置が義務付けられている場合を除き、その設置の必要性を十分に検討し、次に掲げる場合に限り設置するものとする。

- (1) 審議する事項について、市民、関係団体、有識者等からの意見聴取が必要である場合
 - (2) 審議する事項が、既存の審議会等の所掌とすることが適当でない認められる場合
- 2 設置期間の終期を設定できる審議会等については、原則として当該審議会等の設置根拠となる条例又は規則等に当該終期を規定するものとする。

(組織)

第4条 審議会等の組織は、法令等に定めがある場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 委員の数は、原則として15人以内とする。
 - (2) 委員長（審議会等の会務を総理する者をいう。）は、委員の互選により定めるものとする。
- 2 効率的又は効果的な審議等を行うため必要があると認めるときは、審議会等に分科会、部会等を設置することができる。

(委員の選任基準)

第5条 審議会等の委員の選任に当たっては、法令等に定めがある場合を除き、広く各界各層から適切に人材を起用することとし、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 第3次岐阜市男女共同参画基本計画（平成30年2月16日決裁）に掲げる女性比率目標を達成するよう、積極的に女性委員の選任に努めるものとする。
 - (2) 市職員は、原則として委員に選任しないものとする。
 - (3) 複数の審議会等において同一人を重複して委員に選任しようとする場合は、4機関までとする。
 - (4) 関係団体等から選任する場合は、当該関係団体等の長に限らず、広く構成員の中から推薦を受けるものとする。
- 2 審議会等の委員の任期は、法令等に定めがある場合を除き、原則として2年以内とし、通算在任期間は、8年以内とするものとする。
- 3 前2項の規定は、関係行政機関等の特定の職にある者を委員に選任する場合、専門的な知識又は経験を有する者が他にいない場合その他特別の事情があると認める場合には、適用しない。
- 4 審議会等を所管する課等（以下「所管課」という。）の長は、審議会等の委員を選任しようとするときは、前3項に定める選任基準に適合するか否かについて、行政部人事課長に合議するものとする。

(委員の公募)

第6条 審議会等の委員には、積極的に公募による委員を選任するものとする。ただし、次に掲げる審議会等については、この限りでない。

- (1) 高度に専門的な事項について審議等を行うもの
 - (2) 特定の個人及び団体に関して審議等を行うもの
 - (3) 緊急に設置し、審議等を行うもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、審議会等の設置目的に照らし、委員を公募することが適当でないと思われるもの
- 2 公募による委員数は、委員の定数の2割以上を占め、かつ、男女の比率が同数となるよう努めるものとする。
- 3 公募による委員は、原則として再任されない。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会等の委員の公募に関し必要な事項は、別に定める。

(適正な運営)

第7条 審議会等の運営に当たっては、事前に資料を配布する等委員が十分に意見を述べる準備ができるよう配慮するとともに、欠席者に対しても事前に意見を求める等審議の活性化を図るための工夫に努めるものとする。

- 2 持回りによる会議は、特別の事情があると認められる場合を除き、行わないものとする。

(会議の公開等)

第8条 審議会等の会議（以下「会議」という。）の開催に当たっては、開催日時、

開催場所、会議の公開又は非公開の区分、会議を非公開とする場合にあってはその理由その他の会議の開催に係る事項を、あらかじめ公表するものとする。

- 2 審議会等の会議は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号。以下「条例」という。）第16条の規定により原則として公開する。
- 3 前項の規定により公開する会議は、速やかに議事の全部又は概要を記した記録を作成し、公表するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会等の会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

（既存の審議会等の見直し）

第9条 既存の審議会等については、その所掌事務及び委員の構成の見直し並びに会議の運営等の改善により、その機能の充実並びに運営の簡素化及び効率化に努めなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する審議会等は、廃止し、又は統合するものとする。
 - (1) 所期の目的を達成したと認められるもの又は社会経済情勢の変化により設置の必要性が低下したと認められるもの
 - (2) 過去の開催実績又は付議される案件が少ない等活動が活発でないもの
 - (3) 公聴会、パブリックコメント手続、個別の意見聴取その他の市の意思決定過程において市民等の多様な意見、情報及び専門的知識を把握する手続によることができるもの
 - (4) 所掌事務、委員の構成等が他の審議会等と類似し、又は重複するもの
（協議及び報告）

第10条 所管課の長は、審議会等の新設、廃止、統合又は名称若しくは担当事務の変更等を行おうとするときは、あらかじめ財政部行財政改革課長に協議し、又は報告するものとする。

- 2 所管課の長は、審議会等の委員を委嘱し、又は解嘱したときは、財政部行財政改革課長に報告するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
（経過措置）

- 2 第4条の規定は、審議会等の委員の次期改選期から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月3日から施行し、改正後の審議会等の設置及び運営に関する要綱の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第6条第3項の規定は、この要綱の施行の日以後に選任される公募による委員について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
(委員の選任に関する特例)
- 2 岐阜市附属機関設置条例（平成25年岐阜市条例第7号）に基づき設置される審議会等の組織及び運営に関する規則に定める任期の特例を適用して委嘱される委員については、第5条（第3項を除く。）及び第6条（第4項を除く。）の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成25年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月1日から施行する。